

仕事と家庭の主な両立支援制度



仕事と育児・介護を両立するための様々な制度が利用できます。

出産する場合

産前産後休暇

産前6週間、産後8週間

3歳未満の子どもを養育する場合

育児休業

配偶者の就業などに関わらず取得可能

超過勤務の免除

小学校就学前の子どもを養育、
又は父母などを介護する場合

深夜勤務・超過勤務制限

超過勤務は月24時間・年150
時間以内に制限

男性職員が妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子
又は小学校就学前の子を養育する場合

育児参加のための休暇

5日

配偶者、父母、子、配偶者の
父母などを介護する場合

介護休暇

6ヶ月の期間内で必要と認めら
れる期間

小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブに通う
小学校の子どもを出迎え、又は父母などを介護する場合

早出遅出勤務

始業・終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務

男性職員が妻の出産に伴う
入院の付き添い等を行う場合

配偶者の出産休暇

2日

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分
(週19時間35分)などに短縮

育児時間

1日の勤務時間の一部(2時間
まで)を勤務しないことが可能

小学校就学前の子どもを
看護する場合

子の看護のための休暇

年5日まで(対象となる子が2人
以上の場合は年10日)

小学校6年生までの子どもを養育、
または父母などを介護する場合

フレックスタイム制

単位期間(1~4週)内における全体の勤務時間を減らすこ
となく、始業・終業時間を早め(遅らせ)たり、1日の勤
務時間を短く(長く)させることなどが可能



WORK-LIFE BALANCE